民法３０－５肢ウ

第１ 肢の結論

誤り

第２　無権代理人の相手方の取消権

１．問題の所在

無権代理行為について，契約時おいて，相手方は代理権を有しないことについて知らなかった（善意）であった。この場合において，相手方の取消権は，いつまで行使できるか。

本人が追認した後（１１６条）も取消せるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

取消権は，本人が追認しない間のみ行使できる（１１５条）。したがって，裏を返せば，追認すれば，取消権は行使できないので，誤り。

（２）理由

まず，前提として，無権代理行為について，善意の相手方は，取消権を取得する。

これは，無権代理行為の場合，法的効果は追認まで本人に帰属しない（１１３条)。

その結果，相手方としては，地位が不安定になる。善意の場合，催告（１１４条）をしていては，目的達成に間に合わない恐れがある。

そこで，法は取消権を認めて，特別に善意の相手方を保護したのが目的である。

このように，取消権がある以上，相手方としても，どのような状況であれ，自由に権利行使を認めてもよいように思える。

しかし，不都合である。すなわち，本人が追認した後は，本人側からも契約に対する期待が生じる。相手方の取消権の一方的な行使を認めることは，本人を害し問題である。

そこで，法１１５条は，本人の期待を保護すべく，追認後，相手方の取消権は行使できないとした。相手方としても，取消権が行使できたのは，法的地位が不安定になるからである。追認後は，契約の効果帰属という形で，地位は安定する。

したがって，取消権の行使を認めて保護する前提を欠く。むしろ，契約の拘束力にしたがうべきと解するのが相当と考える。

以上